

第7期台東区障害福祉計画の体系と現況について

資料 2 - 1
令和 5 年 5 月 1 0 日
第 2 回 当 事 者
検 討 チ ャ ム 資 料

基本理念

基本目標

施策の方向性

基本目標・施策の方向性に対する現況

誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら、
住み慣れた地域で、いきいきと暮らせる社会の実現

| | | |
|------------------------|--------------------------------|--|
| I 共生社会実現に向けた取り組みの推進 | 1 障害への理解及び差別解消の推進 | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月 障害者差別解消法改正法施行予定 令和4年5月 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律施行 令和4年3月 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 <p><基本指針の記載></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に関する記載（障害者による情報の取得利用・意思疎通支援の推進） 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底（障害者等に対する虐待の防止） <p>【区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月「台東区地域福祉計画（台東区成年後見制度利用促進計画を包含）」策定 <p><令和4年度障害者実態調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 差別解消法の認知度 29.3%（令和元年度：35.8%） 「障害者が安心して暮らすために重要と思う施策」の設問で「障害者に対する理解促進」が最上位（44.4%） 虐待防止法の認知度 前回より減少 39.4%（前回50.8%）、虐待認定件数の増加 令和2年 1件 令和3年 5件 令和4年 5件 「まちのバリアフリー対応の満足度」の設問で「満足」が66.5%となっているが、「外出における困りごと」の設問では「歩道の段差や傾斜」が23.7%、「建物の段差や階段」が26.4%と高くなっている |
| | 2 情報アクセシビリティの向上及び障害者の意思疎通支援の充実 | |
| | 3 誰もが平等に参加できる社会の推進 | |
| | 4 防災・安全・バリアフリーのまちづくり | |
| II 地域生活支援の充実 | 5 相談支援の充実 | <p>【国】</p> <p><基本指針の記載></p> <ul style="list-style-type: none"> 重度障害者等への支援に係る記載の拡充（入所等からの地域生活の継続の支援） 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築） 基幹相談支援センターの設置等の推進（地域における相談支援体制の充実強化） <p>社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設（「地域共生社会」の実現に向けた取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設（障害福祉人材の確保・定着） 区市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進（よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定） 計画の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重、支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備（障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化） <p>【区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の高齢化や障害の重度化に伴い、障害者本人やその家族の支援ニーズが複雑化。相談支援事業所やショートステイ、グループホーム等、障害者が地域で安心して生活していくための社会資源が不足しており、様々なサービス提供体制の整備が必要。 障害福祉サービスの提供を担う人材が不足しており、その対応は本区においても喫緊の課題。 令和4年 9月 保健福祉委員会で「（仮称）北上野二丁目福祉施設基本構想における障害者支援機能について」を報告 令和4年12月 保健福祉委員会で「今後の障害者施設整備について」を報告 |
| | 6 障害者や家族を支える多様なサービス提供体制の整備 | |
| | 7 障害福祉人材の確保・育成・定着支援 | |
| III 障害児支援の充実 | 8 成長段階に応じた一貫した支援 | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月 医療的ケア児支援法施行 <p><基本指針の記載></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備、医療的ケア児支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実（障害児のサービス提供体制の計画的な構築） ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進（発達障害者等支援の一層の充実） <p>【区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援機能を拡充した（仮称）北上野二丁目福祉施設の検討 令和6年度 知的障害特別支援学級を設置（4校目） 令和5年 4月 医療的ケア児支援コーディネーターを障害福祉課に配置し、実態とニーズ把握に努める。 令和4年12月 区立学校等における医療的ケア児への支援に関する基本方針を策定 |
| | 9 発達障害児の支援体制の強化 | |
| | 10 重症心身障害児及び医療的ケア児への支援の充実 | |
| IV 自立や生きがいに結びつく就労支援の充実 | 11 就労の場と機会の充実 | <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用率改正（現行2.3%⇒令和6年 2.5%⇒令和8年 2.7%） 令和5年10月 インボイス制度開始（福祉作業所への影響不明） <p>【区】</p> <p><令和4年度障害者実態調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後希望する日中の過ごし方の設問で「仕事をしたい」が最上位。（40.7%） 区内の令和3年度就労継続支援B型事業所の平均工賃月額額は、18,963円（コロナ前の平成29年度から令和元年度の平均：19,172円） |